〈論 文〉

社会契約から承認の理論へ: 断片的試論

八 木 紀一郎

I 所有の理論から承認の理論へ

私の社会理論研究の出発点は、1960年代末か ら 1970 年代初頭にかけておこなわれた「個体 的所有」―「市民社会」論争"であった。この 論争は直接にはマルクスが残したテクストの解 釈をめぐる論争であったが、それに注目してい た誰もが理解していたことは、「所有」と「市民 社会」の概念の再評価は、ソ連や中国などの社 会主義国家群の体制とそれを支持している政治 思想への批判を含んでいることであった。それ だけでなく, 資本主義諸国内での社会運動に とっても、この二つの概念を社会科学のなかに 据えることから、旧来のマルクス主義のような 階級一元論を脱した批判基準が得られるかもし れないという希望が存在した。当時の私を導い たのもそのような希望であり、私はそのために は、テクスト論争を離れて、より一般的な理論 に到達することが必要だと考えた。

私の大学院時代にあたるこの最初の探求で到達したのが、1976-80年の所有理論²⁾であった。そのなかで私が自分のオリジナリティを見出しているのは、所有の社会的承認の4側面という図式(第1図)であった。所有という社会関係は、それを承認する「主観的意識内部の志向」から見れば、個別の事例と一般的な想定が規範

性と実定性という両面において相互に依存しあっている。たとえば、ある人がある財産を所有しているとしよう。規範面から見れば、個別的な事例についてその権利関係が適法とされることは同時にそのような所有類型を是認する一般の循環性がそこに存在している。他方、その人の事実的な財産支配は、その人がその財産を実際に占有して活動していることの重みから承認されるが、その背後には、そのような所有言とで対応した集団的な利害関係とそれにもとづく承認が存在している。これは利害の連帯性であり、それ自体として規範の領域を実質的に支持・規定している。

私はこの図式によって、占有と階級を実体と しながら一般的な法と個人的権利をうたう市民 社会を表現できると考え、ほとんどの社会理論 をこの図式のなかに収容しうると考えた。占有 の形成にともなう人間社会の堕落を論じた J.-J. ルソーの『人間不平等起源論』(Rousseau [1755]) は実定性領域で歴史的に形成された 「事実」の規範に対する規定力を示しているの に対して、同じ著者の『社会契約論』(Rousseau [1762]) では主権者となった人民の一般 意思の要求から実定的側面が整除される。J. ロックの『統治二論』(Locke [1690]) では, 「規範性」と「実定性」はルソーのように先鋭 に対立せず、自然状態の段階からすでに形成さ れる労働による所有の形成が「社会契約」によっ て共同の秩序のなかで保護される。さらに私 は、「実定性」の領域においても規範=承認の志

¹⁾ この論争の主役は故平田清明京都大学教授(当時 名古屋大学教授)で、論争にかかわる主要論文は平 田[1969]、[1971] に収録されている。

²⁾ 八木 [1976], [1977], [1978]

	個別性	一般性
規範性 (合意)	所有権の割当て	所有権=一般規範
実定性 (事実)	占有	社会階級ないし身分

第1図 所有の社会的承認の四側面(八木[1977])

向があると考え, それを D. ヒュームの「慣習」, A. スミスの「適宜性」の判断に求めた。

私はこの図式をその後、20年近く放置してい たが、1990年代末に制度経済学の研究プロジェ クト(平成 8-10 年度基盤研究 B(1)「制度の政 治経済学の体系化」)に携わった際にそれに立 ちかえった。この際には、この図式に承認のダ イナミズムを組み込もうとして、K. マルクス の価値形態・交換過程論にヒントを得て、互い が互いに所有=占有の承認を与えあう関係を導 入した。つまりこの段階で私の所有理論は、承 認の理論に発展した。この承認の理論は、1999 年に洛北修学院でおこなった小規模な国際セミ ナーで英文で読まれ、2年後に刊行されたこの セミナーの英文論文集に収録された (Yagi [2001])。私はこのセミナーに田中秀夫教授を 招待し、教授はスミスの「同感」の意義につい ての論考 (Tanaka [2001]) を寄せてくださっ た。それが、本稿でこの承認理論にかかわる テーマを選択した理由である。

この段階での私の承認理論は、1999年4月に印刷した『科研費報告書』で暫定的にまとめられ、国内・国外の学会発表で用いられたこともあるが、日本語の著書や学術誌で一般に公表されたことはない³⁾。本稿は、この承認理論の立場から、社会契約論の基本問題を論じるものなので、そのミニマムな論理展開を図式に要約して付録とした。

Ⅱ 社会契約の範囲と深さ

承認の理論をその原型である社会契約論。ともに再度とりあげるなかで私が気づいたことは、それを現代的な課題に応用可能にするためには、二つの点でそれを補強ないし再解釈する必要があるということであった。それはこの契約・承認理論を具体化する前に、この契約ないし承認に参加する人々(主体)の範囲と、契約ないし承認がかかわる領域の主体内面における深さについて知る必要があるということである。私の契約一承認理論は、たしかに、一方における一般化された所有規範、他方における一般的(経済的)価値メディアの成立を説明する図式であるが、その契約一承認プロセスへの参加者の範囲とその参加の深さについての議論を欠いていた。

私がそのような補足ないし前提的な議論が必要だと考えたのは、J. ロールズ(Rawls [1971])と R. ノージック(Nozick [1974])を焦点とした現代の契約論的な社会理論に触れたことによる。思想史上の社会契約論は一般に「自然状態」において富を形成し「戦争状態」において闘争しうる主体を想定していた。それに対してロールズは「無知のヴェイル」に覆われたなかでの社会状態の選択という議論。によって、主体自体のなかにそうしたことをおこない得ない弱者になる可能性をもちこんでいると思う。社会契

³⁾ 科研費報告書に収録した試論のうち、この承認図 式を発展的に応用して「社会的交換」の理論にする ことによって制度経済学への経路とした部分は八木 [2010] として公表されている。

⁴⁾ 社会契約論についての思想史的展望として木崎・田中 [1980],現代政治思想におけるその復活については飯島 [2001] を参照されたい。

⁵⁾ Rawls [1971] 訳書, 25-31 ページ参照。

約のなかに弱者の視点をとりいれたこと、それ が、多くのリベラル派や福祉理論家がロールズ の『正義論』に注目した理由であろう。それに 対してノージックは、自由尊重主義者(リバー タリアン) の視点から、個人の決定権を侵害す ることのない契約によって国家が形成されると いう思考実験をおこなっている。彼の『アナー キー・国家・ユートピア』では、(社会)契約を おこなうのは自分の生命・財産を守ろうとする 人々(富者)だけである。彼らが設立する「相 互保護協会」が互いに競争しあい、結果として 統合されていくなかで、その「協会」ないし「協 会連合 | が実質的に独占的に管轄するテリト リーが形成される。最後には、「協会」に参加せ ずに自力救済にたよる人々(ジョン・ウェイン あるいはシルベスター・スターローン演じる ヒーロー) に対して、大きくなった「協会」が その提供しうるサービスによって彼らの独自行 動権を買い取る。このようにして、参加・非参 加の自由を認めながらも、 合法的な執行権をも つ機関は唯一であるという「最小国家」 (minimal state) が成立する。ノージックによ れば、これは強制なしに国家はありえないとす る絶対自由主義的な無政府主義に対する反論に なっているっ。

古典的な社会契約論文献では、「自然状態」における不便から社会契約が導き出されるが、その際社会契約の参加者の範囲について明示的に論じられることはほとんどない。ヒューム (Hume 1748) は人々が集まって「社会契約」をおこなったのが政治社会の起源であるというような歴史的事実は存在しないと言って「社会

契約」説を攻撃した。たしかに、社会契約論者の多くは、法・主権者・国家が存在している現在の状態からその起源として「社会契約」(「原始契約」)が存在したことを想定しているだけであって、「社会契約」が歴史的に実在したことを論証しているわけではない。過去に何であれ市民社会を設立する「原始契約」がおこなわれたと想定すれば、後はそれによって成立した秩序のなかで生活すること自体が、それを支持する「黙約」を与えたこととして解釈できるというのである。

それでは「社会契約」がおこなわれる際に、 全員がそれに参加するのかと問うと、そういう わけでもない。ロックは「社会契約」がそれに 参加しない人の「自由」を侵害するものではな いとすら述べている。

人々が、自分の自然の自由を放棄して、政治社会の拘束の下に身を置く唯一の方法は、他人と合意して、自分のプロパティと、共同体に属さない人に対するより大きな保証とを安全に享受することを通じて互いに快適で安全で平和な生活を送るために、一つの共同体に加入し結合することに求められる。この合意は、どれだけの人数の人間によってもなされることが許されるであろう。彼らは、それによって、自然状態の自由のうちにとどまる他の人間の自由を侵害することはないからである。(Locke [1690] 訳書、406ページ)

これは一見、自由意思にもとづいて事態が ノージック的に進展する過程のように見える。 しかし、「共同体に属さない人」「自然状態の自 由のうちにとどまる人」は、その後まったく視 野のもとに置かれて、「ある統治体の領土の何 らかの部分を所有したり享有したりしている者 は、それによって黙示的な同意を与えたのであ り、その享有が続いているあいだは、その統治

⁶⁾ 後に見るように、これはロックが既存の統治を受け入れる「黙示的な同意」とみなしたことの代わりに、社会契約の非参加者に対する「取引」を導入したものと言えるだろう。

⁷⁾ ノージックの行論に対する批判的検討として Wolff [1991] が有益であった。

下にある」(同上書, 434ページ)という「黙示的同意」の理論が提示される。それでは, そのような「黙示的な同意者」は「社会契約」に参加しているのかと問うと, 彼らにはこの統治体から離れることができるという。

統治体に対して黙示的な同意しか与えていない所有者は、贈与や売却、あるいはそれ以外の方法で当該の所有物を手放せば、いつでも自由にそこを立ち去って、他の政治的共同体に自らを一体化してもよく、また、他者との合意によって、人の住んでいない場所に……新たな政治的共同体を始めてもよい。(同上書、436ページ)

つまり、「社会契約」に「明示的な同意」を与えなかった者は、そこに住むか財産をもつかするかぎり「黙示的な同意」を与えているとみなされるが、彼らの「社会契約」への参加の深さ(「同意」の「程度」)は、移住・財産移転によって当該の政治体から離脱できる程度の浅さにとどまる。しかし、その場合でも、彼らはもはや「自然状態の自由」のうちにいる人間ではなく、何らかの「政治的共同体」への参加の選択が認められているにすぎない。

ルソーはより直截に次のように言う。

もし、社会契約の際に反対者が存在するとしても、その反対は契約を無効にしはしない。その反対は、単に反対者が契約に含まれることを妨げるにすぎない。つまり、その反対者は市民のあいだに存在する異邦人である。国家が設立されたならば、同意はそこに居住しているという事実により成立する。領域内に住んでいるということは、主権に服従していることである。(Rousseau [1762] 訳書、324ページ)

「社会契約に反対した人=異邦人」は「市民の

あいだに存在する」=「領域内に住んでいる」だけで、その信念を裏切って実際には「同意」を与えているとみなされるのであろうか。ルソーはこの文章に注をつけて、ここでは「住民を彼の意志に反して、その国につなぎとめること」のない「自由な国家」が想定されていると説明している(同上書、325ページ)。それはこの反対者に、自分の信念を守るためにはその国を去れと言っているに等しいであろう。

ヒュームはこのロック=ルソーの居住=同意 説に反対して、自由に出国できない庶民がイン グランドに居住しているだけで「同意」を与え ていると解することはできない、と批判する。

貧しい農民や職人が自分の国を離れる自由な選択権があると、われわれはまじめに主張できるであろうか? 外国の言葉も生活様式も知らず、稼いだわずかな賃金でその日暮らしをしているのだから。(Hume [1748] 訳書、330ページ)

これはしごくもっともな批判である。

生活条件の改善だけがもっぱら課題であるような浅い「社会契約」においては、参加者が限定されかねない。あるいは徴兵のような国家的義務を免れる「異邦人」が多数を占めるようになってしまうかもしれない。私は社会契約論者が、「自然状態」と「社会状態」のあいだに「戦争状態」をさしはさむのは、この問題を回避するためではないかと思う。「戦争状態」においては、互いが没交渉にあるとか、あるいは仲良く協力しあうというような牧歌的な自然秩序は消失している。あるいは、国内において敵国の国民(「異邦人」)にも自国民とわけ隔てなく保護が与えられる状態は消滅しているであろう。

「戦争状態」[®] では、財産だけでなく主体の存在 = 生命をめぐる闘争が続いているのであっ

て、勝利者が敗北者を殺すことも起こり得る。 過去においては、征服者が被征服者を絶滅させ るか、奴隷にすることがしばしばであった。そ こでは暴力が支配・非支配を決している。たし かに「戦争状態」の結果として、征服者が被征 服者を支配・服属させるという意味での秩序が 生まれることがある。敗北者は命乞いして奴隷 あるいは貢納者の境涯を選ぶかもしれない。し かし、この敗北者、あるいは被征服者に対する 支配は「合意」にもとづく支配ではないので. 被支配者が支配者に対して報復をおこなう権利 が残されている。被征服者が征服者に従ってい るのは、 自らの自律的規範を貫徹させることが できず、相手の規範を生命維持のため受け入れ ざるをえないからである。これは「戦争状態」 の継続であり、表面上、闘争が現れていない場 合でも対立は持続するのであり、時間がたてば おさまるものではない。

勝利は報復を生み出し、報復はさらに報復を生む。このような全員の生命財産が危険にさらされる「戦争状態」から逃れるためには、恐怖の均衡(停戦)を破るものが1人もでないような拘束力のある、全員による「社会契約」が必要になる。これは、合意による「社会契約」ではなく、恐怖による「社会契約」であり、したがって深い「社会契約」になりうる。

8)「戦争状態」はホッブズ (Hobbes [1651]) だけのものではなく、ロックにおいても次の引用に示されるような深刻な事態として捉えられ、人々を「社会契約」に進ませる不可欠な契機になっている。ルソー『人間不平等起源論』における文明の進展にともなう人間性の堕落も「戦争状態」のバリエーションとみなせるだろう。「戦争状態とは、敵意と破壊の状態である。」(Locke [1691] 訳書、312ページ)「他人を自分の絶対的な権力の下に置こうと試みる者は、それによって、自分自身をその相手との戦争状態に置くことになる。それは相手の生命を奪おうとする意図の宣言と理解されるべきであるからである。」(同上書、313ページ)

彼はなぜその自由を手放し、自分自身のそ の絶対的な統治権を放棄して, 他者の統治 権と統制に服するのであろうか。これに対 する答えは明確であって, 自然状態におい て人は確かにそうした権利をもっている が、しかし、その権利の享受はきわめて不 確実であり、たえず他者による権利侵害に さらされているからだということに他なら ない。というのは、万人が彼と同じように 王であり、彼と同等者であって、しかも、 大部分のものが公正と正義との厳格な遵守 者ではないので、彼が自然状態において もっているプロパティの享受はきわめて不 安定であり、不確実であるからである。こ れが、彼をして、どんなに自由であっても、 恐怖と絶えざる危険とに満ちた状態をすす んで放棄させるのである。(Locke [1690] 訳書. 441 ページ)

この「戦争状態」の想定を思い出すことが私たちにとって重要なのは、それが自らの生命から区別される財産への支配を合法的な所有にするための財産所有者の社会契約と異なって、社会契約あるいは承認の主体の存在(生命)を問題にしているからである。私はここで G. W. F. ヘーゲルからマルクスに受け継がれる主と奴の弁証法を想起する。戦闘による名誉ある死のかわりに生存を選んだ奴隷は自律性を失い、主の人格に従う。私の相互承認の理論式を用いるならば、奴隷 A は主人 B が自己を所有している (Pba) ことを、主人の主張どおりに、主人

^{9) 『}統治二論』の訳者加藤節が言うように、ロックの プロパティの概念は「財産」を指すだけでなく、人 間の人格にかかわる「生命・健康・自由」を含むも のであった。加藤はさらに、ロックがその宗教的信 念から、「神の作品」である人間が「自分自身を維持 する」義務を果たすことをプロパティの意義とみな していたと付言している。(Locke [1891] 訳書解説、 607-610 ページ)

の規範(Nb)に従って承認(La)せざるをえない。私の用語でいえば、奴隷は同調的な承認主体であり、主人は自律的な承認主体である。そこでは、主人の奴隷所有の主張を奴隷が受け入れることで、以下の式のような均等が成り立つことで秩序が保たれる。

La(Nb(Pba)) = Lb(Nb(Pba))

戦闘に敗れる前には、主体 A は主体 B を征服しようとする好戦的主体 La(Na(Pab)) であるか、あるいは自己の生命財産を守ろうとする防衛的主体 La(Na(Paa)) であった。それがいまや B 主体の暴力的要求 Lb(Nb(Pba)) によって圧服されたのである。

しかし、主体 B もいつまでも優位者であることはできない。B をうちまかすより強力な主体 B'、さらに強力な主体 B"……が現れるであろう。それにより La の懐く規範は Nb'、Nb"……というように変動していく。あるいは奴隷が主人 B により売られて、新しい主人 B'、B"……に仕える場合にも同じことが起こるであろう。それは、奴隷の内面における規範受容における変動であり、それは最後に Nbg にまで収斂するかもしれない。

それに対して強者でいるあいだに自己の恣意 的な規範を他者に押し付けるだけの主人の側 は、暴力における争いに敗れるならそれで終わ りである。暴力における争いで最後に残るのは 有徳な支配者とは限らず、専制的な支配者 Bt かもしれない。そのとき、被支配者の側の規範 Nbg と支配者の側の規範 Nbt のあいだに矛盾 が生じ得る。専制的支配者は奴隷が学んだ一般 化された規範を破る扱いを奴隷に対しておこな うかもしれない。

$La(Nbg(Pba)) \neq Lbt(Nbt(Pba))$

このような場合、奴隷には単なる復讐を超え

た普遍的な抵抗の権利があり、それは「社会契約」論の用語でいえば、「戦争状態」を終わらせる「社会契約」を生み出す可能性を意味する。 奴隷は次の承認等式の左辺を要求する。

La(Nbg(Pba)) = Lg(Nbg(Pba))

ここで奴隷が望む所有者である普遍的な主 Bg を, 特定の人格をもたない抽象的な存在 (g: 神. 国家など) であると考えれば、そこに、神 のもとでの平等な被造物としての人間(人格). 主なる神の奴隷であるがゆえに地上の誰からも 自由であるキリスト者100,至上の祖国に生かさ れているがゆえに誰のものでもない国民が出現 する。神は人間の類的本質(フォイエルバッ ハ), 国家は「集合した人民」(ルソー), あるい は疎外された社会の本質(マルクス)と考える ならば、いまや Pga となっている Pba は、神な いし国家を介した自己所有 Paa と同じことで ある。キリスト者, あるいは国民が自己の人格 を持ち得ているのは、神ないし国家がその人を 所有しているからである。そこで、承認図式の 両辺を入れ変えよう。私が自己を所有する人格 であることが、神=国家によって承認されたの である。

Lg(Nbg(Pga)) = La(Na(Paa))

以上は、「戦争状態」からの「社会契約」による脱出を、ヘーゲル=マルクス流の弁証法的過程としてパラフレーズしたものである。

この承認図式で一般的な主人と呼んだものを 「集合的な人民」と読めば、自己の全面的譲渡 と再獲得を論じたルソーの「深い」社会契約論 になる。

¹⁰⁾ キリスト者は万人に仕えると同時に万人に対して 自由である, というマルチン・ルターの教説 (Luther [1520]) を想起されたい。

各人はすべての人に自己を譲り渡すから、特定のだれにも自己を譲り渡さないことになる。また自分に対する権利を構成員に譲る場合、喪失したすべてのものと同じ価値のものを得、さらに自分のもつものを保存するために、いっそう多くの力を獲得する。(Rousseau [1762] 訳書、242ページ)

Ⅲ 実定的領域における展開

前節においては、その前半で、「社会契約論」の古典的な論者において、社会契約に対して「明示的な同意」を与えない主体の参加(「黙示的な同意」)が人格の存在・自由に直接関連しない「浅い」社会参加であると解されていることを指摘し、後半においては、「戦争状態」、あるいは暴力をともなう闘争を介して人格・生命にかかわる「深い」社会参加が生まれるという解釈を示した。その後半においては、私の承認図式の規範領域における部分を適用して弁証法的なプロセスとして記述し直すことを試みた。

しかし、前節の社会契約論の古典にかかわる 部分では、社会契約の場に集まりうる人、ある いはいつでも国外への移住や財産移転をおこな いうる人、生死をかけて闘いうる人を主体とし たものにとどまっている。それは思想史上,「社 会契約 | 論が能動的市民、ないし家長からなる 政治共同体の理論として形成されたことから来 ているだろう。私の承認図式は、そのなかに受 容的(同調的)な行動をとる主体(奴隷・被征 服者)を導入したが、その場合でも敗北のなか で忍従に耐える、いわば「強い」主体が想定さ れている。しかし、現代の福祉社会のなかでそ の存在(生存権)の承認が課題となっている幼 児、未成年、老人、病人、障害者、犯罪者、あ るいはそもそも女性はそのなかに入っているの だろうか。

社会契約論の古典文献のなかでは、虚弱であったり仕事が多忙であったりするために「公

的な集会」に参加できない人は「多数派」の決定に服しなければならない(Locke [1690] 訳書,408ページ)という程度の記述しか見出すことができなかった。また、承認図式を用いた前節での私の追加的説明も、人格の自律を奪われた従属状態から人格の所有の再定立を形式的にフォローするにとどまった。

幼児、未成年、老人、病人、障害者(そして女性)を含む「包摂的」な社会契約論はどのようなものになるであろうか。私は、社会契約論の主体がそうした類型の人々を無視したものになっているのは、理論の転回点が「戦争状態」になっているからではないかと思う。

ここで私の承認図式を再度援用すれば、前節の議論がそのうち、規範領域における承認関係だけをとりだしていて実定的領域には立ち入っていなかったことに気づく。付録の図式で示したように、私の所有の承認理論では、規範的領域の土台となる実定的領域に利害関係にもとづく共感感情による判断を置いている。この実定的領域においては、「戦争」ではなく「交換」がおこなわれ、そのなかで利害感情の基礎になる価値(メディア)の一般化が達成された。それが示唆することは、「人格の承認」を論じる際にも、何らかの交換関係を基礎にした共感形成を基礎にして議論を進めることができるのではないかということである。

規範領域の基礎に感情をともなう実定的領域 を置くこと。これはルソーの『社会契約論』冒 頭の次の文章に通じると思われる。

人間をあるがままに現実の姿でとらえ、法をありうる可能の姿でとらえた場合に、社会の秩序のなかに、正当にして確実な国家の設立や国法の基準があるかどうか、これを私は研究したい。私はこの研究のなかで法の認めるものと利益の命じるものをたえず総合することに努め、正義と効用が分離

しないようにするだろう。(Rousseau [1762] 訳書, 231ページ)

この引用文のなかで、「利益」「効用」にあたるものは、私の以前の承認図式のなかにも実定的領域のなかで組み込まれている。しかし、人間を「あるがまま」の「現実の姿」で捉えるという場合には、『社会契約論』の前提になる『人間不平等起源論』に遡る必要があるのではないだろうか。というのは、『社会契約論』においては「人間の本性」はもっぱら「自己保存」であるとされているが、『人間不平等起源論』ではそれと並んで「あわれみの情(pitié)」をあげているからであるい。

それはいくつかの状況において、人間の自 尊心の激しさを和らげ、あるいはこの自尊 心の発生以前には自己保存の欲求を和らげ るために、人間に与えられた原理であって、 同胞の苦しむことを見るのが生まれながら にきらいなことから、人間が自己の幸福に 対していだく熱情を緩和する原理である。

(Rousseau [1755] 訳書, 142ページ)

ルソーはこれが人間のあり方と自然に則ったものであると言う。

それはわれわれのように弱く、多くの不幸におちいりやすい存在にはふさわしい気質なのである。さらにそれは、人間にとって、いっさいの反省を行うのにさきだつものであるだけに、ますます普遍的であり役に立つ徳であって、また非常に自然なものであるから、けだものでさえも、ときに、その目に見えた徴候を示すことがある。(同上書、142ページ)

「あわれみの情」の特徴は、第一に「反省」以上に直接的な「一体化」を生みだす「自然な感情」である。第二に、それは客観的には、弱者に「同情」しその「救助」にむかうように仕向けることで「種全体の相互保存に協力する」という役立ちがあることである。(同上書、144ページ)

私の図式のデザインでは、実定的領域において働くのは感情的性向・判断である。したがってここでも、関数をSで表わそう。次に、このS 関数の変数であるが、それを人格的支配 P に対する自尊心ないし同情心 H としよう。つまり、私を A で表すとすれば、私が自分自身であることについての自分の心 H の感情的判断はSa(Ha(Paa)) で示され、これが「自己保存」の性向の発現である。これに対して、もしも私が B さんの 状態に「同情」する場合には、Sa(Ha(Pbb)) になる。

ここでBさんの対応を等式にとりこむならば、所有の承認理論と相似形の図式が得られるが、それに対して私は躊躇をおぼえる。というのは、ルソーの「同情」はお返しを期待するような「反省的」あるいは「理性的」な判断ではないからである。私が「同情」において求めているのは、相手の感情への「共感」=「一体化」であるから、自分自身が実現したと感じている「一体化」自体のなかに等式を求めるのが適切であろう。つまり、右辺も左辺も私の感情 Saである。自分が相手にいくぶんかでもよりそえたと感じることが同情者にとっての慰謝になるのであるから、ここにおける意識の関係は以下のように表せないだろうか。

Sa(Ha(Pbb)) = Sa(Hb(Pbb))

このような主観的な「同情」=「一体感」が各人によって放出されている事態が「コミュニオン」と表現すべき事態である。そのようななか

¹¹⁾ ルソー思想の解釈について, 浅野 [1995] と樋口 [1978] を参照した。

では、自分の「自己保存」的な肯定心 Na(Paa) が他のみなから受容され祝福されているように感じられるかもしれない。それは、ロマン主義者のルソーにはフィットするが、「公平な観察者」を胸中に置いたスミスの「同感」とは異なるように思う¹²⁾。

「同情」は、主観面ではこのような感情的なコミュニオン状態にまで発展しうるが、それは他方で、「種の相互保存」を助けるという客観的な「効用」を有している。ルソーの直感は現在の生物行動学における「利他的行動」を予見していたとさえ思われるが、ここでもし、仮想的な種=類の代表者(人類?)を想定するならば、この仮想的主体 G の利害=「効用」と個々の主体 I の自己保存心および同情心が一致することになる。

Si(Hi(Pii)) = Sg(Hg(Pii))

これを左辺右辺逆転させると, すべての人に 開かれた市民社会における人格的承認の命題が 現れる。

Sg(Hg(pii)) = Si(Hi(Pii))

このように考えれば、幼児、未成年者、老人、 廃疾者、犯罪者、障害者(そして女性)も含み、 その人格と生存を承認する「社会契約」にいた る図式を描くことができるのではないだろう

12) スミスの同感論 (Smith [1759]) においても、おこなわれるのは「想像上の立場交換」であるので、式として書けば同じこと Sa (Ha (Pbb)) = Sa (Hb (Pbb))になる。したがって、これから後の行論をスミスを念頭において描くことも不可能ではないだろう。しかし、弱者を含む人格的承認を論じるにはルソーの方が適切であると感じたので、本文のようになっている。スミスにおいて弱者の人格的承認はどのように扱われうるのかについては知者の教示を得たい。

か。以上のような展望を描いたところで執筆に 許される時間が尽きた。考え抜いていない憾み を残しながらここで擱筆させていただく。

付録:社会的承認の理論・摘要13)

1 規範性と実定性

「社会状態」は、各人(i)の財(j)に対する支配(Dij)に関して、当事者による正当化(Li)と社会による正当化(Lg)が一致している状態として表現できる。

Li(Ni(Dij)) = Lg(Ng(Dij))

これは一般規範 (Ng) に合致した「正義」の状態であるが、「世界が滅びるとも正義はおこなわれよ!」というのは愚かな正義感にすぎない。したがって、持続可能な「正義」の状態は、実定的な「利害の世界」における連帯的共感によって支えられるものでなければならない。

Si(Ii(Dij)) = Sg(Ig(Dij))

Ii というのは()内の財支配に関する各人の利害判断で、Ig というのは、同じく()内の事態に関しての社会全体から見た利害判断である。それらに共感することを、その主体を示す添字とともに表したものが、Si、Sg である。つまり、上式は、各人(i)がそれぞれ財(j)を支配することに感じる利害判断(I)にもとづいた感情(Si)が、その支配(Dii)の承認が社会一般に

¹³⁾ Yagi [2001] (©Springer-Verlag Berlin・ Heidelberg) からの摘要。

とっても利益になるという判断(Ig)にもとづく 感情(Sg)による承認と一致することを示して いる。この両次元において、規範面における正 当化(L)が、実定面(利害面)における共感(S) と相互に強化しあうのが、安定的な「社会状態」 である。

2 規範的世界における自律的承認と同調的承 認

A の財 p に対する支配 (Dap) に対する A, B 両者の〈自律的な承認〉は次式のように表される。

$$La(Na(Dap)) = Lb(Nb(Dap))$$

同じく〈同調的な承認〉は次式のように表わされる。

$$La(Na(Dap)) = Lb(Na(Dap))$$

Aも財 qに対するBの支配を承認しているとすれば、自律的承認の場合は、次式になる。

$$La(Na(Dbq)) = Lb(Nb(Dbq))$$

同調的承認の場合は、次式のようになる。

$$La(Nb(Dbq)) = Lb(Nb(Dpq))$$

〈自律的な承認〉をおこなう主体どうしの関係においては、現状の承認を示す以下の等式の成立は困難であり、万人が万人に対して狼に転じるかもしれないというホッブズ的状況がそこにつきまとっている。一般的な規範(Ng)をもった裁定者(Lg)が、ぜひとも必要になる。

$$La(Na(Dap)) = Lb(Nb(Dap))$$

 $La(Na(Dbq)) = Lb(Nb(Dbq))$

〈同調的な承認〉をおこなう主体どうしの関係においては、相手の規範に従って相手の財支配を承認するのだから、以下の2等式の成立は比較的容易であり、現状の承認自体において対立は生じないであろう。

$$La(Na(Dap)) = Lb(Na(Dap))$$
$$La(Nb(Dbq)) = Lb(Nb(Dbq))$$

自律的主体と同調的主体のあいだの関係は, A を自律的承認主体, B を同調的承認主体として, 相互承認状況は次のように表される。

$$La(Na(Dap)) = Lb(Na(Dap))$$

 $La(Na(Dbq)) = Lb(Nb(Dbq))$

1人の自律的承認主体 A が多数の同調的承認主体 B, B', B", …… と向かい合うとき, その圏域内で Na は共通の規範となり, La は共通の正当性の与え手となる。

$$\begin{split} & La(Na(Dap))\!=\!Lb(Na(Dap)) \\ & La(Na(Dbq))\!=\!Lb(Nb(Dbq)) \\ & La(Na(Dap))\!=\!Lb'(Na(Dap)) \\ & La(Na(Dap))\!=\!Lb'(Nb'(Db'q')) \\ & La(Na(Db'q'))\!=\!Lb'(Nb'(Db'q')) \\ & La(Na(Dap))\!=\!Lb''(Na(Dap)) \\ & La(Na(Db''q''))\!=\!Lb''(Nb''(Db''q'')) \end{split}$$

.....

このような組み合わせの相互承認の圏域の内部では、同調的な承認主体どうしの関係においても、自律的な承認主体の判断 La(Na) に準拠することによってコンフリクトを解決することができよう。このような自律的承認主体が一般的規範 Ng をもった一般的承認主体 Lg になる。

相手の規範を理解しようとする同調的承認主体相互の関係においては、規範をも含めた「立場の相互交換」がおこなわれる。それが現実の経済活動をともなう場合には、この想像上の「立場の相互交換」が現実に近づくことが、経済上の利害関心自体から要請される。

いまどちらも同調的な承認主体である B と B'のあいだで財 qと財 q'の交換がおこなわれるとすれば、交換の前におこなわれる相互承認 関係は以下のようである。

$$Lb(Nb(Dbq)) = Lb'(Nb(Dbq))$$
$$Lb(Nb'(Db'q')) = Lb'(Nb'(Db'q'))$$

しかし、交換後においても、さらに以下のような相互承認関係が成り立たなければならない。

$$Lb(Nb(Dbq')) = Lb'(Nb(Dbq'))$$
$$Lb(Nb'(Db'q)) = Lb'(Nb'(Db'q))$$

交換生活による現実の利害に支えられた限りではあるが、規範の想像上の「相互交換」によって規範の一般化(Ng)が成立するとすれば、この規範の妥当する世界については「正当性」の与え手が独占される必要はない。Lgは、平常の状態では潜在する一般的合意であり、係争がある際にだけ呼び出される司法制度であって、必ずしも規範を上から押し付ける主権者=君主であるとは限らない。シビル・リバティというのは、そのような性格の規範が存在する社会のことであろう。排他的な自律承認主体(主権者)は、そのようにして市民社会に回収される。

3 実定的世界のもとでの利害の連帯性と一般性

並行した議論を、利害関心にともなう支配の 承認(連帯的共感)の側でもおこなうことがで きる。

A は自分の財 p に対する支配への承認をそれによる利益と結びついた感情によって要求する。それに対して、他者 B がその支配を自分の利益関心に沿うものとして承認する(自律的承認)なら次式が成り立つ。

$$Sa(Ia(Dap)) = Sb(Ib(Dap))$$

Bが相手の利害関心に共感することによって その支配を承認する(同調的承認)なら、次式 のようになる。

$$Sa(Ia(Dap)) = Sb(Ia(Dap))$$

A もまた B の財 q に対する支配を利害関心によって承認しているとすれば、自律的承認の場合は次式が成り立つ。

$$Sa(Ia(Dbq)) = Sb(Ib(Dbq))$$

同調的承認の場合は次式のようになる。

$$Sa(Ib(Dbq)) = Sb(Ib(Dbq))$$

〈自律的承認―同調的承認〉の組み合わせは、 次の2式となる。

$$Sa(Ia(Dap)) = Sb(Ia(Dap))$$

 $Sa(Ia(Dbq)) = Sb(Ib(Drq))$

他の主体 B', B'', …… の A に対する関係においても同様なことが起こるならば, A は権威をもって他者を圧服する専制的なエゴイストに成長する。いまや Sg(Ig) となったこの主体のもとで,他の主体 B, B', B''……は,自分たちの利害関心を私的領域に閉じ込めて経済活動に勤しむことになるであろう。

この専制的エゴイストの下での同調的な主体 どうしの利害の相互承認は、次図のように互い に利害の類似性によって共感しあうことによっ て支えられる。

次に, 同調的主体どうしを想定すると, 交換の前と後の利害関係による承認は次のようになる。

〈交換前の承認〉 Sa(Ia(Dap))=Sb(Ia(Dap))
Sa(Ib(Dbq))=Sb(Ib(Dpq))
〈交換後の承認〉 Sa(Ia(Daq))=Sb(Ia(Daq))
Sa(Ib(Dbp))=Sb(Ib(Dpq))

交換における主体は、拡張的なエゴイストではないにせよ、やはりなおエゴイストである。 彼は、相手の手元にある財についての想像上ではあれ利害関心をいだくからこそ交換の場面に入っていくのであり、交換はこの想像上の利害関心 (Ia(Daq)) を現実のものとするプロセスである。しかし、その代償として、自分が現実に支配している財を手放さなければならない。むしろ、交換前に支配している財に対する利害関心 (Ia(Dap)) は交換を実現させるための手段としての価値に向けられる。スミス、マルクスの

用語でいえば、交換主体にとって自分の財に対する利害関心は交換価値に向かい、使用価値としての利害関心は交換相手の財に向かう。

分業が発展すると, 人々は様々な財を限定さ れた種類に特化した自分の生産物と交換に入手 しなければならない。自分の生産物がどの商品 に対しても交換手段として役立つ (交換価値) ためには、それは誰に対してもアピールするよ うな普遍的な使用価値をもたなければならない が、これは事の性質上不可能である。周知のよ うに、マルクスはこの矛盾を商品世界が貨幣を 生み出し、商品を W. 貨幣を G と表示して、商 品交換が直接的交換(W-W)から間接的交換 (W-G-W)に発展することに解決を見出した。 この貨幣もまた、一般的規範(Ng)と同様に相 互排除的であり、商品世界における価値の一般 的代表者である。貨幣 g を所持すれば、市場に おける任意の使用価値を交換によって入手でき るから、貨幣に対する利害関心は個人の欲望の 範囲内で普遍的な利害関心である。このような 交換価値としての利害関心を Ii とする。

貨幣が成立した後の交換においては、Aを商品の売り手、Bを貨幣をもつ買い手として

〈交換前の承認〉 Sa(IamDap))=Sb(Iam(Dap))
Sa(Ibm(Dbg)=Sb(Ibm(Dbg))
〈交換後の承認〉 Sa(Iam(Dag))=Sb(Iam(Dag))
Sa(Ibm(Dbp))=Sb(Ibm(Dbp))

貨幣によって統合された交換関係の総体は、それぞれの商品に社会的に決定された価格が対応する「市場状態」を生み出す。したがって、交換関係におけるコンフリクトの裁定も、各人ごとに多様な使用価値的関心よりも、市場で妥当な価値・価格関係を援用した利害換算によって決着させられることになる。Ngに対応する利害関心は「市場状態」においては、Iimである。図で示せば以下のようになる。

 $Ia_m : Wa \cdots G \cdots Wb : Ib_m$

分業の発展も諸主体の利害関心の構造を大きく変容させる。分業が労働生産性を向上させる効果をもつならば、個人はすべての職業に特化しえないのだから、他人が何らかの財を支配して自分がおこなう以上に低廉に何らかの生産物を供給してくれることが、自分自身にとっても利益になると感じるようになるであろう。自律的な承認ももはや攻撃的な拡張的エゴイズムではなくなり、交換のための同調的承認と区別できなくなるであろう。交換と分業の発展、そして貨幣の成立は、博愛的な君主による功利主義的承認から独立して「市場状態」を生み出す可能性がある。

【社会思想史の現在の研究状況についての知識なしに草した素人の試論を、この領域の泰斗田中秀夫教授の記念号に掲載していただくことに怖れを抱かないわけではない。それでも、私の探求の一つの到達点を示したものであるので、田中教授および同教授の門下生の方々の探求と交錯する点が少しでもあるようにと願う。2012年12月5日著者】

参考文献

(原書は初版刊行年で示すが、訳書の底本はそれと異なることがある)

- Hobbes, T. (1651) LEVIATHAN, or The Matter, Forme, & Power of a Common-wealth Ecclesiasticall and Civil, London. (水田洋訳『リヴァイアサン』全4冊, 岩波書店(岩波文庫), 2010年)
- Hume, D. (1748) "On Original Contract" in *Three Essays*, London and Edinburgh. (田中秀夫訳「原始契約について」, 同訳『ヒューム 政治論集』京都大学学術出版会, 2010年所収)
- Locke, J. (1690) Two Treatises of Government, London. (ジョン・ロック著,加藤節訳『統治二論』岩波文庫,2010年)

- Luther, M. (1520) Von der Freiheit eines Christenmenschen. (塩谷饒訳「キリスト者の自由」、松田智雄編『世界の名著 18 ルター』中央公論社, 1969 年所収)
- Nozick, R. (1974) Anarchy, State, and Utopia, NewYork: Basic Books. (嶋津格訳『アナーキー・ 国家・ユートピア: 国家の正当性とその限界』木 鐸社、1996年)
- Rawls, J. (1971) A Theory of Justice, London, Oxford, New York: Oxford University Press. (川本隆史・ 福間聡・神島裕子訳『正義論(改訂版)』紀伊国屋 書店, 2010年)
- Rousseau, J.-J. (1755) Discours sur l'origine de l'inégalité parmi les homes, Paris. (小林善彦訳『人間不 平等起源論』, 平岡昇責任編集『世界の名著 30 ルソー』中央公論社, 1966 年所収)
- (1762) Du contrat social, Paris. (井上幸治訳『社会契約論』, 平岡昇責任編集『世界の名著 30 ルソー』中央公論社, 1966 年所収)
- Smith, A. (1759) The Theory of Moral Sentiments, Edinburgh. (水田洋訳『道徳感情論』筑摩書房, 1973 年)
- Tanaka, H. (2001) "Contemporary Relevance of the Idea of 'Sympathy' in Adam Smith," in Competition, Trust, and Cooperation: A Comparative Study, ed. by Shionoya, Y. and K. Yagi, Berlin, Heidelberg: Springer, 2001, pp. 99-111.
- Wolff, J. (1991) Robert Nozick: Property, Justice and the Minimal State, Cambridge: Polity Press. (森村進+森村たまき訳『ノージック:所有・正義・最小国家』勁草書房, 1994年)
- Yagi, K. (2001) "Trust and Sympathy in the Social and Market Order," in *Competition, Trust, and Cooperation: A Comparative Study*, ed. by Shionoya, Y. and K. Yagi, Berlin, Heidelberg: Springer, 2001, pp. 20-41.

浅野清(1995)『ルソーの社会経済思想』時潮社。 飯鳥昇蔵(2001)『社会契約』東京大学出版会。 木崎喜代治・田中秀夫(1980)「社会契約説」,熊谷尚 夫・篠原三代平ほか編『経済学大辞典』III,東洋 経済新報社,304-312ページ。

樋口謹一(1978)『ルソーの政治思想』世界思想社。 平田清明(1969)『市民社会と社会主義』岩波書店。

- --- (1971) 『経済学と歴史認識』岩波書店。 八木紀一郎 (1976) 「所有のプロブレマティーク」『経 済科学』第 23 巻 2 号 83-105 ページ。
- (1977)「所有問題と経済理論」、青木昌彦編『経済体制論 第1巻 経済学的基礎』東洋経済新報社、261-293ページ。
- (1980)「所有」熊谷尚夫・篠原三代平ほか編『経 済学大辞典』II, 東洋経済新報社, 873-884 ページ。
- --- (2010)「経済的交換と社会的交換:制度経済学に おけるミクロとマクロ」『千葉大学経済研究』第 25 巻第 3 号, 113-146 ページ。